

芦屋町に住んでいる65歳以上の高齢者の人へ



補聴器購入費

助成します！

聴力機能の低下により友人や家族などとコミュニケーションが取りにくい高齢者に、補聴器の購入費を助成します。



〈注意事項〉 補聴器購入前に申請が必要です。

対象

次のすべてに該当する人

- ☒ 申請時に町内に住所があり、居住している満65歳以上の人
- ☒ 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていない人
※聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象となる可能性がある場合は、身体障害者手帳の交付申請手続きを行ってください。
- ☒ 労働者災害補償保険法その他の法令に基づく補聴器の購入に係る助成を受けていない人
- ☒ 耳鼻咽喉科^{いんこう}の医師から補聴器が必要と認められた人
- ☒ 税金などの滞納がない世帯

対象経費

補聴器本体(電池、充電器及びイヤモールドを含む)1台分の購入費用とし、**5万円を上限**
※附属品単体での購入費用や医師の意見書などを得るための費用(診察料、検査料など)は対象外

手続きの流れ

01



必要書類の準備

高齢者支援係またはホームページから書類をダウンロードしてください。

02



耳鼻咽喉科の受診

医師に相談し補聴器が必要であるか確認してください。

※受診料、検査費用などは自己負担です。

03



見積書の取得・申請書提出

認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店で見積書を作成してもらってください。見積後、高齢者支援係に次の書類を提出してください。

- ・ [提出書類]
- ・ ☒ 助成金交付申請書
- ・ ☒ 医師意見書
- ・ ☒ 補聴器の見積書
(申請書の提出日前3カ月以内に作成したもの)

04



助成金交付決定通知書の受取

申請内容を審査し、助成金の交付決定後、申請者に助成金交付決定通知書を送付します。

05



補聴器購入

助成金交付決定通知書を受け取った後に、見積書もらった販売店で補聴器を購入し領収書もらってください。

※助成金交付決定通知書が届く前に購入した場合は助成対象外となります。

06



助成金の請求

補聴器購入後、助成金交付決定通知書発行年度内に高齢者支援係へ次の書類を提出してください。

※請求がない場合は、助成決定を辞退したものとみなします。

- ・ [提出書類]
- ・ ☒ 助成金請求書
- ・ ☒ 領収書の写し
- ・ ☒ 通帳の写し(本人名義)

07



助成金の振込

町から申請者へ助成金を振り込みます。